

平成30年度山梨県がん患者ピア・サポーター活動促進事業委託
に係る公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県が委託するがん患者ピア・サポーター活動促進事業(以下「事業」という。)を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地自法施行令」という。)第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するため、事業に関し提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、事業の内容、申込者の参加資格を確認し、事業についての取組み体制等に関する提案書等の提出を求め、提案者の創造性、能力、経験等を総合的に審査し、事業の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(事業の概要)

第3条 契約を締結しようとする事業の概要は、次のとおり。

- 一 事業の内容
別紙「がん患者ピア・サポーター活動促進事業委託仕様書」のとおり
- 二 委託期間
契約締結の日から平成31年3月31日まで
- 三 見積限度額
647,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(応募要件等)

第4条 プロポーザルに応募しようとする者は、プロポーザル参加届の提出期限(平成30年6月29日)の時点で、次項に掲げる応募資格を有すること。

- 2 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - 一 事業実施に当たり必要な人員体制が整備されていること。
 - 二 法人税、消費税、すべての県税を滞納していないこと。
 - 三 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続の開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立ての手続を行っていない者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く)。
 - 四 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直

接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が
アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結し
た者

五 自己又は自社の事業の目的にがん患者及びその家族等の支援を含むこと。

六 特にがん患者ピア・サポーター活動に関して取り組みや活動実績があること。

(応募方法等)

第5条 プロポーザルに参加を希望する者は、次号の書類を山梨県福祉保健部健康増進課（以下「県健康増進課」という。）に電子メール又はファクシミリにより、平成30年6月29日（金）午後5時までに1部提出するものとする。

2 提出書類

一 事業企画書

ア 事業企画書（別紙様式一号）

二 参加資格確認用書類

ア 登記事項証明書

イ 印鑑証明書

ウ 県税に未納がないことの証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く）

エ 法人税と消費税及び地方消費税に関する納税証明書

※ 上記ア～エについては、3ヶ月以内に取得した正本とする。

三 誓約書（別紙様式二号）

3 企画提出書類作成上の注意点

一 提出書類の文字サイズは12ポイント程度とする。

二 企画提案は、1事業者1案とし、提出後の企画提案書及び見積書の書き換え、撤回等は認めないものとする。

三 企画提案の内容について聴取する必要がある場合は連絡するため、対応すること。

四 提出があった企画提案書等が、この要領に示された条件に適合しない場合は、無効とすることができるものとする。

(質問及び回答)

第6条 プロポーザルに関する質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式第三号）を県健康増進課に電子メール又はファクシミリにより、平成30年6月22日（金）午後5時までに提出するものとする。

2 受け付けた質問の要旨とその回答を平成30年6月27日（水）午後5時まで健康増進課のホームページにおいて回答する。

(審査)

第7条 事業の履行に最も適した受託者を選定するため、別紙「審査基準」に基づき、山梨県福祉保健部に設置する審査委員会において、企画提案書類により書類審査、必要に応じてヒアリング審査を行う。

2 審査の結果、順位が最上位の者を事業の受託候補者とし、随意契約の交渉相手とするものとする。ただし、企画提案書等を提出した者が一の場合は、評価得点が目標点を超えていたときは、受託候補者とするものとする。

3 審査が完了した場合は、その結果を応募した全員に通知するものとする。

(随意契約の締結)

第8条 受託候補者と事業の仕様等について協議し、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）の規定により、受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結するものとする。

2 契約保証金は免除し、委託料の70%以内の金額を前金払いするものとする。

3 契約交渉相手が辞退、その他の理由により事業の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者と事業の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

(留意事項)

第9条 事業のプロポーザル実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

一 提出書類の作成及び提出に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

二 プロポーザルの実施に当たり不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、プロポーザルへの参加を認めない場合がある。

三 提出期限以降の参加届、企画提案書等の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）

四 提出書類については、返却しない。

五 提出書類については、事業の審査以外の目的には使用しない。

六 提出書類については、非公表とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによるものとする。

(問い合わせ先及び応募先)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県福祉保健部健康増進課 がん対策推進担当（担当：小野、久保田）

電話：055-223-1497

FAX：055-223-1499

Eメール：kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp